

【諮問第69号】

20川情個第7号

平成20年5月12日

川崎市教育委員会
委員長 佐々木 武志 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

保有個人情報訂正請求に対する拒否処分に関する
異議申立てについて（答申）

平成7年12月25日付け7川教庶第698号で諮問のありました保有個人情報訂正請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

不服申立人の個人情報訂正請求に対し、平成7年9月4日付けで実施機関川崎市教育委員会が行った文書不存在を理由とした拒否処分は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 平成7年3月7日付けで異議申立人及び法定代理人は、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「旧条例」という。）第17条の規定に基づき、実施機関である川崎市教育委員会（以下「市教委」という。）に対して、川崎市立〇〇中学校長作成の調査書の個人情報閲覧請求を行った。同月17日付けで、異議申立人及び法定代理人は同月7日付けの個人情報閲覧請求を取り下げるとともに、同日付けで、改めて川崎市立〇〇中学校長作成の調査書の個人情報閲覧請求を行った。

これに対して、平成7年3月30日付けで実施機関は諾否の決定期間の延長を通知した。

実施機関は、平成7年5月19日付けで全部承諾処分を行った。

異議申立人は、調査書の欠席理由が納得できないとして異議申立てを行った。

実施機関は、当該異議申立てについては、旧条例に基づき個人情報の記録の訂正請求を行うのが本来の方法である旨の通知を送付した。

異議申立人は、平成7年8月6日付で、当該異議申立てを取り下げるとともに同日付けで、旧条例第17条の規定に基づき、実施機関に対して、川崎市立〇〇中学校長作成の「調査書の欠席理由」についての訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) これに対して、実施機関は、平成7年8月15日付けで、異議申立人及びその法定代理人に対して、調査書は不存在のため訂正請求をしても承諾できない旨を既に知らせてあること等を示すとともに、本件請求に係る請求書の「訂正の内容」の記載に不備があるため、請求に係る個人情報の記録について、どの事実の記載に誤りがあるのか及びどのような記載に訂正することを請求するのかについて明らかにすることを求める補正の照会を期間（同月29日まで）を定めて行ったが、異議申立人及び法定代理人からは期間を経過しても補正はなされなかった。市教委は、本件請求が、市教委が管理していない個人情報の記録に対する訂正の請求であることから、同年9月4日付けで、「本件請求に係る個人情報の記録が存在していないため。」との理由を示して拒否処分（文書不存在）を行った。

(3) 平成7年11月6日付けで、異議申立人は、「内申書記載事項のうち欠席理由が事実と違う」との趣旨で異議申立てを行った。これに対して、同年11月14日、実施機関は、同年9月4日付け拒否処分に係る異議申立書は、異議申立て年月日、異議申立ての趣旨、異議申立ての理由に関して趣旨が不明である等の不備があるとして、同年11月28日までに補正を求めた。同年11月28日、異議申立て年月日を当初同年11月3日としたものを同年11月6日と補正する書面が異議申立人から提出された。同年12月25日、実施機関は、個人情報訂正請求に対する拒否処分に係る異議

申立てについて、当審査会に諮問した（当審査会諮問第69号事件）。

- (4) 平成8年12月28日付けで、異議申立人から口頭意見陳述申出書及び法定代理人を補佐人とする補佐人付添い承認申出書が提出された。
- (5) その後、法定代理人から体調不良を理由として口頭意見陳述に出席することができないとの申出があり、口頭意見陳述を開催することができなかった。平成11年に異議申立人が成年となったことから、当審査会としては、法定代理人を代理人として不服申立て手続を進めることとした。口頭意見陳述聴取の開催のため、川崎市総務局情報管理部行政情報課情報公開担当（以下「事務局」という。）から当該代理人に電話で連絡をとったところ、体調不良を理由に口頭意見陳述への出席が困難であるとの回答を得た。平成14年6月17日付けで、事務局から、代理人としての委任状の提出を求める書面を送付したが、委任状の提出はなく、同年10月22日に委任状提出の督促を行ったが、委任状は未提出である。平成16年2月20日及び同年8月25日付けで、事務局は、代理人に対して審査への意向を確認する書面を送付したが、これまで同様に体調がよくなってから審査会での口頭意見陳述に臨みたいとの意向であった。
- (6) 平成19年7月3日付けで、事務局は、異議申立人に対して、審査会の進行についての協議を求める書面を配達証明郵便により送付したが、郵便局での保管期限が過ぎても郵便局への引き取りがなかったため同書面は事務局に返送された。
- (7) 平成19年7月31日付けで、再度、事務局は、不服申立人に対して、審査会の進行についての協議を求める書面を普通郵便により送付したが、これについては返送されていない。
- (8) 当審査会は、平成19年12月19日付けで、異議申立人に対して平成20年1月21日に口頭による意見陳述を行うため、出席を求める旨の通知を送付し、平成19年度第9回川崎市情報公開・個人情報保護審査会第1部会を予定した期日に開催したが、異議申立人の出席はなかった。
- (9) 当審査会としては、異議申立人は口頭意見陳述をする意思がないものと認め諮問第69号について審査を進めることとした。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人は、調査書記載事項のうち欠席理由が「腰痛、かぜ、家事都合等」と書かれているが、このような原因のために学校を休んではいないので、欠席理由が事実と異なるとして異議申立てを行った。

神奈川県個人情報保護条例により高等学校が保管している調査書を閲覧し、訂正請求をしたが、実施機関が作成した文書なので訂正できないと拒否された。

川崎市教育委員会から開示されたものと県立高等学校で閲覧したのものとは違うものであったので、調査書は複数あるはずである。

調査書は、受験した高等学校に一部提出したとしても原本が川崎市教育委員会か中学校に残っているはずである。

4 実施機関の主張要旨

当該調査書は、中学校長から、高等学校入学者選抜の資料として県立高等学校校長あてに送付されたものであり、当該中学校では保管・管理していない。また、調査書の控えについても保管を義務づける定めや慣行もないため保管されていない。

5 審査会の判断

(1) 対象となる個人情報について

本件異議申立てにおいて対象となる個人情報は、市立〇〇中学校長作成の調査書（以下「本件調査書」という。）記載に係る異議申立人の個人情報である。

本件調査書原本については、平成7年3月10日に、異議申立人の高等学校入学者選抜のための資料として、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号、平成20年3月10日文部科学省令第2号による改正前の学校教育法施行規則による）第54条の3及び同規則59条第1項の規定に基づき、不服申立人が出願した高等学校の校長あてに在籍していた市立〇〇中学校から送付されたもので、市立〇〇中学校には当該調査書は存在していない。

また、調査書の控えや予備の保管についても、川崎市教育委員会文書取扱規程（昭和59年川崎市教育委員会訓令第2号）第41条により、市立学校における文書の取扱いについて準用されているが、調査書については、同規定上の文書として取り扱われておらず、調査書の控え等を義務づける規定はない。

したがって、本件調査書原本及び控え等については実施機関に存在していないと認められ、対象となる個人情報を記載した文書不存在との判断は妥当といえる。

(2) 本件調査書の複写物の存在について

ところで、異議申立人は、平成7年3月7日に、実施機関に対して旧条例第17条に基づき当該調査書の個人情報閲覧請求を行ったが、同月17日にその請求をいったん取り下げ、同日、同じ内容の請求を再度行った。実施機関は、当該調査書の複写物を、市立〇〇中学校長が、進学が決定すれば処分することとして、特別に保管・管理していたため、当該複写物について、当該請求に係る個人情報の記録ないしは記録を複写したものに該当するとして、同月30日付けで旧条例18条第2項に基づき個人情報の閲覧等決定期間延長を行い、同年5月19日付けをもって全部承諾の決定を行った。当該決定に基づき、同月20日、法定代理人に対して当該複写物を交付したことから、実施機関には、調査書原本及び複写物がなくなってしまった。したがって、この点においても、対象となる個人情報を記載した文書は実施機関には存在していないと認められ、文書不存在とした実施機関の判断は妥当といえる。

(3) 結論

以上により、実施機関川崎市教育委員会が行った文書不存在とした拒否処分は、妥当であると考えられる。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 小林 美智子

委員 鈴木 庸 夫

委員 高岡 香

委員 安 富 潔